

行政改革推進会議の開催について

〔令和 8 年 1 月 20 日〕
内閣総理大臣決裁

- 1 国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政事業レビューの実施、調達改善の推進及びE B P Mの推進を始めとする行政改革を総合的かつ積極的に推進することを目的として、行政改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
副議長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
構成員 行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者
- 3 推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 1 月 20 日から実施する。
- 2 閣僚会議等の廃止について（令和 8 年 1 月 20 日閣議決定）による廃止前の行政改革推進本部及び同本部の下に設置されていた行政改革推進会議が検討した事項等については、推進会議に引き継がれるものとする。